

第5章 プランの推進体制

(1) プランの進捗管理

①市役所内における推進体制の整備

本プランに位置付けた取組は、毎年度、担当課が推進状況や課題等を整理してPDCA^{※28}の視点から自己評価を行い、その内容を事務局である市民協働課が取りまとめます。その結果を市役所関係部局からなる横断的な推進組織において共有するとともに確認を行い、より良い施策・事業の推進に努めます。

②市民視点からの推進体制の整備

「刈谷市男女共同参画推進条例」第19条で定められた「刈谷市男女共同参画審議会」において、本プランの進捗状況の点検・評価を行います。有識者や市民代表等の多様な意見を施策・事業の推進に反映させることで、プランの実効性を高めます。

③数値目標の設定

本プランの基本目標ごとに設定している「数値目標」は、本プランの中間見直し時に意識調査の実施等を通じて確認し、評価を行います。その評価結果は、社会的背景や本市の施策等の影響等を鑑みて検証等を行い、その後におけるより効果的な施策・事業への反映に努めます。

(2) 連携・協力によるプランの推進

①市民との連携・協働

本プランの内容が、市民や事業者、教育関係者等に幅広く理解されるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなど、多様な媒体を活用しながら、内容の周知に努めます。

また、本プランに位置付けた各種取組の効果を波及させるためには、市民や事業者、教育関係者等との協働が必要不可欠であるため、適切な情報の収集を図り、市民意見やニーズの把握と取組への反映に努めます。

※28 PDCA

事業を計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のこと。

②国、県、近隣自治体との連携・協働

本プランの推進にあたり、国や県及び関連機関との連携に努めるとともに、近隣自治体等との情報交換などを行い、連携を深めます。

また、県や関連機関と協働で男女共同参画講座を開催し、男女共同参画に関する学習機会の提供に努めます。

③市民活動団体、事業所等との連携・協働

男女共同参画社会実現のため、市民活動団体や事業所等と連携、協力して事業の推進を図ります。

また、男女共同参画の意識啓発に努めるため、男女共同参画に取り組む各種団体の自主的な活動を支援するとともに、各種団体と協議し、男女共同参画イベントや講座等の開催に努めます。